

答申書
(答申第5—1号)

第1 審査会の結論

審査請求人が提起した次の公文書非公開決定処分、公文書部分公開決定処分、自己情報開示決定処分、自己情報非開示決定処分及び自己情報部分開示決定処分についての審査請求は棄却されるべきである。

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 令和3年4月16日提起 | 令和3年1月19日付けの公文書部分公開決定処分他1件 |
| 2 | 令和3年7月21日提起 | 令和3年4月26日付けの自己情報開示決定処分他5件 |
| 3 | 令和3年7月21日提起 | 令和3年4月26日付けの自己情報部分開示決定処分 |
| 4 | 令和3年8月10日提起 | 令和3年5月17日付けの自己情報部分開示決定処分 |
| 5 | 令和3年11月26日提起 | 令和3年9月21日付けの公文書部分公開決定処分 |
| 6 | 令和3年12月6日提起 | 令和3年9月13日付けの公文書部分公開決定処分 |
| 7 | 令和4年2月22日提起 | 令和3年11月22日付けの公文書部分公開決定処分他4件 |

第2 事案の概要

- 1 令和2年12月25日他に、審査請求人が津幡町長に対し公文書公開請求書及び自己情報開示等請求書を提出した。
- 2 令和3年1月19日他に、上記1の公開等請求につき、津幡町長が審査請求人に対し、公文書非公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書、自己情報開示決定通知書、自己情報非開示決定通知書及び自己情報部分開示決定通知書を通知した。
- 3 審査請求人は、上記2の決定につき、令和3年4月16日、令和3年7月21日、令和3年8月10日、令和3年11月26日、令和3年12月6日及び令和4年2月22日に、津幡町長に対し処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、公開決定に関する公開文書が請求内容に対して正しく公開されていない、または、文書不存在等の理由により非公開となった文書が作成、保管又は保存されていて然るべき文書で当然存在すべきであるとの主張であり、速やかな公開を求める、というものである。

2 処分庁の主張

令和3年1月19日付け公文書部分公開決定について、案内文書及び公費（交際費等）支出について町長決裁は行っていないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。出席の結果報告を作成した文書はなく、配布資料については収受していないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在で

ある。また、町が区長会会則を収受したことはなく、法令根拠、事務局設置、兼職兼務手続き等請求内容を定めた文書は存在しないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和3年4月26日付けの自己情報開示決定、令和3年5月31日付けの自己情報開示決定及び令和3年6月28日付けの自己情報開示決定について、審査請求人が求める文書は公開している。

令和3年7月5日付けの自己情報非開示決定について、修正前後の入力日、時間の分かる記録、データ等を修正した事実はなく、請求内容に相当する文書は作成していないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和3年4月26日付けの自己情報部分開示決定について、弁明書の作成者、収発簿冊、記録等が分かる文書等、諮問先からの諮問手続きに係る文書は作成、収受していないため、審査請求人が求める文書は物理的不存在である。

令和3年5月17日付けの自己情報部分開示決定について、弁護依頼の経緯、理由、根拠、内容等が分かるもの及び弁護士への説明資料等に関する文書は作成していないため、審査請求人が求める文書は物理的不存在である。

令和3年9月21日付け公文書部分公開決定について、町が事務を行うことを明文化した文書は存在せず、事務取扱等に関する契約や協定は結んでいない。法令根拠、事務局設置、兼職兼務手続き等請求内容を定めた文書は存在しないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。また、公開している行政連絡事務委託に係る契約書以外に受託書、覚書文書その他の文書は存在しないため、物理的文書不存在である。上記に係るホームページ掲載の起案書について、起案は行っていないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和3年9月13日付け公文書部分公開決定について、町行政不服審査会は平成28年度設置であり、請求文書は公開している。町行政不服審査会会長、委員の選考意見、各略歴、情報公開制度に関する経歴、資格等の調査は行っていないため、請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和3年11月22日付け公文書部分公開決定について、令和2年度中に作成、収受したデータの内、請求内容記載の総務課兼務（区長会事務局事務）については津幡町区長会が管理する文書であり、津幡町情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当しないため、請求人の求める文書は法的不存在である。また、懇談会、研修旅行について請求内容記載の公金負担はないため、請求人の求める文書は物理的不存在である。その他の請求内容に相当する文書は存在せず、請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和3年12月6日付け公文書部分公開決定について、請求内容に相当する文書は作成していないため、請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和4年1月17日付け公文書部分公開決定について、請求内容に相当する文書は作成していないため、請求人の求める文書は物理的不存在である。町長、町幹部等へ配布された会議資料等については区長会で作成した文書であり、収受、供覧を行っていないため、津幡町情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当しないため、請求人の求める文書は法的不存在である。

令和4年1月17日付け公文書非公開決定について、請求内容に相当する文書は作成していないため、請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和4年1月31日付け公文書非公開決定について、町が事務を行うことを明文化した文書は存在せず、事務取扱等に関する契約や協定は結んでいない。法令根拠、事務局設置、兼職兼務手続き等請求内容を定めた文書は存在しないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

第4 調査審議の経過

令和3年9月7日	諮問の受付
令和3年11月29日	諮問の受付
令和3年12月10日	諮問の受付
令和4年3月2日	諮問の受付
令和5年6月27日	審議

第5 審査会判断の理由

令和3年1月19日付け津総発第810号公文書部分公開決定については、案内文書の收受及び公費支出に関する町長決裁、供覧は行われていないため、審査請求人の請求する文書が存在しなくても不合理ではない。請求書記載の出席の結果報告等の文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年1月19日付け津総発第812号公文書部分公開決定については、町が区長会会則を收受したことはないため、当該文書が存在しなくても不合理ではない。請求書記載の手続き文書等は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年4月26日付け津総発第66号自己情報開示決定、令和3年5月31日付け津総発第158号自己情報開示決定、令和3年5月31日付け津総発第159号自己情報開示決定、令和3年6月28日付け津総発第229号自己情報開示決定及び令和3年6月28日付け津総発第230号自己情報開示決定について、審査請求人が求める文書は公開されており妥当であると考えられる。

令和3年7月5日付け津総発第251号自己情報非開示決定について、修正の事実はなく請求内容に相当する文書は作成されていないため、請求人が求める文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年4月26日付け津総発第64号自己情報部分開示決定について、請求書記載の弁明書、収発簿冊に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。また、諮問先からの文書は收受されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年5月17日付け津総発第122号自己情報部分開示決定について、請求書記載の弁護依頼、弁護人への説明に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年9月21日付け津総発第466号公文書部分公開決定について、区長会事務局長兼務等の法令根拠等を示す文書が、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられず、文書が存在しなくても不合理

ではない。また、請求書記載の区長会に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年9月13日付け津総発第433号公文書部分公開決定について、請求書記載の会長・委員に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。また、町行政不服審査会会長、委員の初年度の名簿について、津幡町行政不服審査会は平成28年度設置のため、請求文書は公開されており妥当であると考えられる。

令和3年11月22日付け津総発第620号公文書部分公開決定について、請求書記載の総務課兼務（区長会事務局事務）については津幡町区長会が管理する文書であり、津幡町情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当せず（「当該実施機関が管理しているもの」ではない。）、非公開とするのが相当であると考えられる。また、請求書記載の懇談会、研修旅行に関する公金負担は行われていないため、文書が存在しなくても不合理ではない。加えて請求書記載の区長会に関する手続き文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和3年12月6日付け津総発第635号公文書部分公開決定について、請求書記載の区長会開催の町政教室に関する文書は收受、作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年1月17日付け津総発第730号公文書部分公開決定について、町長、町幹部等へ配布された会議資料等については、区長会で作成されており、收受、供覧が行われていないため、津幡町情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当せず（「当該実施機関が管理しているもの」ではない。）、非公開とするのが相当であると考えられる。請求書記載の令和3年度津幡町区長会第2回総会に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年1月17日付け津総発第731号公文書非公開決定について、請求書記載の町政教室に関する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和4年1月31日付け津総発第780号公文書非公開決定について、請求書記載の内容に関する取り決め、協定等は存在していない。また、区長会事務局長兼務等の法令根拠等を示す文書が、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

第6 結論

以上のことから、津幡町情報公開条例第2条に定める「公文書」には当たらないとしたものは法的不存在であり、その余については物理的不存在であることから、本件審査請求には理由がないため、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとは言えず、棄却されるべきである。

第7 付言

本件審査請求において、実施機関が元から作成していないために不存在としたものについて、存在しないことの当否を問うような記載がみられるが、当審査会は、実施機関の公開決定等又は公開請求等に係る不作為について、審査請求があったときに、津幡町情報公開条例第19条又は津幡町個人情報保護法施行条例第5条の規定に基づき、諮問を受けて、実施機関の当該公開決定等又は公開請求等に係る当該不作為の当否等を審査するものであり、請求人が公開等請求をする文書が元から作成されていないために不存在であること自体の是非を審査する権能を有するものではないと思料するので、この点を付言する。

令和5年7月20日

津幡町行政不服審査会

会長	中村 寛二
職務代理者	宮前 悟
委員	潟端 良子
委員	松村 紀子